

令和5年度 憲法月間 校長講話

みなさん、こんにちは。今月は憲法月間です。そこで、みなさんに「日本国憲法」の簡単な説明と憲法から考えてもらいたいことをお話しします。

日本国憲法は1947年の5月3日に施行されたということで、今年で76年目を迎えます。

さて、日本国憲法の三原則を覚えていますか？「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」です。どれも国の在り方を定めた基本的なルールで非常に大切な原則ばかりです。ただ、今年も世界各地で戦争や紛争、侵略が続いていることもあるので、「平和主義」についてお話をしたいと思います。

「日本国憲法」一条の前の部分にある文、いわゆる前文には「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあります。今から80年ほど前に起きた第2次世界大戦で国内・国外のたくさんの人々が亡くなったり、苦しんだことへの反省から憲法の中に取り入れられました。

世界でも平和に向けての取り組みが進められています。中でも、2015年に国連に加盟するすべての国が一致して作成した行動計画が採択され、各分野の目標を具体的に定めたものに SDGs(持続可能な開発目標)があります。その中の大目標(ゴール)16に「平和と公正をすべての人に」が挙げられています。ゴール16の達成をするためには戦争や紛争を起こさない取り組みが必要になります。ひとたび戦争や紛争が起これば、家族の働き手の命が奪われたり、農村が破壊され、人々の収入がなくなり、貧困や飢餓に陥ります。ゴール16だけが達成できなくなるだけでなく、ゴール1(貧困をなくそう)やゴール2(飢餓をゼロに)を達成することも難しくなります。他にも紛争によってケガをしたり、不衛生な状況になることで健康的な生活ができなくなり、ゴール3(すべての人に健康や福祉を)の達成が難しくなります。また、紛争によって、学校が壊されたり、学習に必要な品物がなくなったりすることから、ゴール4(質の高い教育をみんなに)を達成することが難しくなります。経済分野のゴール8・910・12の達成も難しくなります。このようにみると、ゴール16の「平和と公正をすべての人に」の目標達成はゴール16のみならず、SDGs17目標の達成すべてに関わってくることになるので、いかに平和が重要なことであるかが分かってくると思います。

この日本国憲法から平和について考え、SDGsやいろいろな視点からどうすれば平和な世の中を作ることができるのか、また、自分たちの学校生活のなかで、みんなが平和に暮らすために何をすればいいのかなど改めて考えてみる機会にしてほしいと思います。

以上で校長先生の話を終わります。